

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書について

1 基準の範囲・方向性について

放課後児童クラブは、これまで多様な形態で運営をされ、各地域のニーズを満たしてきている経緯から、新たな基準を策定する上で、現に事業を行なっている放課後保育クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体的な質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である。

なお、省令上の基準として定めるものとしては、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」で示された職員の資格、員数、施設、開所日数、開所時間、「放課後児童クラブガイドライン」で示されている集団の規模、「児童福祉施設に設備及び運営に関する基準」の一般原則等に規定されている事項とすることが適当である。

今後、新たに作成するガイドライン等で示すべき主なものとしては、

- ・放課後児童クラブの具体的な機能・役割の明確化。
 - ・資格要件としての研修科目・内容等。
 - ・児童と継続的な係わりを持つ経験を有する者における資格要件の考え方。
 - ・職員の質の向上のための体系的な研修制度の在り方、実施体制。
 - ・安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点。
 - ・障害のある児童の受入体制。
 - ・被虐待児、養育困難家庭など特別な支援を必要とする家庭の児童への対応。
- を子ども・子育て支援新制度の施行までに整理していく必要がある。

2 放課後児童クラブの基本的な考え方

放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準の検討に当たり、放課後児童クラブの提供すべきサービス・特性とは何かという点で検討し、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保すること」、「保護者が昼間家庭にいない児童にとって、放課後に安心して過ごせる生活の場を確保するものでなければならないこと」として、放課後児童クラブに求められる機能としては、児童と保護者が安心して利用できる居場所として相応しい環境を整備していくことが適当である。

また、児童が自らの危険を回避できるよう自己管理能力の育成、児童の発達に応じた生活や遊びが可能となるような支援、保護者との連携といった、放課後児童クラブの機能・役割を持って児童の発達・成長と自立を促し、健全な育成を図る事業であることを明確に位置付け、放課後児童クラブの具体的な機能、役割については、**現行の放課後児童クラブガイドラインの内容を基本として、子ども・子育て新制度の施行までに整理し、新たに作成するガイドライン等により明確化することが適当とした。**

3 具体的な基準内容(現ガイドライン比較)

	国(厚生労働省雇用均等・児童家庭局) 放課後児童クラブガイドライン(平成19年10月19日)	放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書
従 う べき 基 準	職員体制 放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。	1 従事する者 ○ 職員の資格 ・省令上の資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者であって、放課後児童クラブに必要な知識・技能を習得するための研修を受講したものとすることが適当。 ・「遊びを指導する者」の資格を基本とすることが適当である。 ・有資格者とするための研修については、原則として都道府県が実施する。 ※ 有資格者となるための資格要件として、「放課後子ども教室」に継続的に従事していたものなど、児童と継続的な係わりを持った経験のある者についても、有資格者となるための資格要件の1つに考えるかは引き続き検討。
		2 員数 ・職員は2人以上配置することとし、うち1人は有資格者とするのが適当である。 ・小規模(20人未満)のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任職員は有資格者であることが適当である。
参 酌 す べ き 基 準	規模 放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。	3 児童の集団の規模 ・児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当である。 ※ 児童数の考え方は、毎日利用する児童と週のうち何日かを利用する児童が考えられることから、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申し込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者の就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申し込みをした児童)の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当。
	施設・設備 (1) 児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。 (2) 子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。なお、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。 (3) 施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。	4 施設・設備 ・専用室・専用スペースを設ける際の面積については、 現行の放課後児童クラブガイドライン同様に「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当である。 ※ 面積要件の基礎となる「児童数」についても、「児童の集団の規模」と同様、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申し込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者の就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申し込みをした児童)の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当。
	開所日・開所時間 開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。 また、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること。なお、新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れること。	5 開所日数 ・年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行なう者が定めるものとすることが適当である。 6 開所時間 ・平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行なう者が定めるものとすることが、適当である。
	安全対策 放課後児童指導員の役割 保護者への支援・連携 学校との連携 関係機関・地域との連携 特に配慮を必要とする児童への対応 事業内容等の向上について 利用者への情報提供等 要望・苦情への対応	○ その他の基準について 「非常災害対策」(ガイドラインの安全対策) 「虐待等の禁止」(ガイドラインの放課後児童指導員の役割) 「秘密の保持」(ガイドラインの放課後児童指導員の役割) 「保護者との連携」(ガイドライン保護者への支援・連携) 「小学校等との連携等」(ガイドライン学校との連携、関係機関・地域との連携) 「事故発生時の対応」(ガイドラインの安全対策) 等については、省令上に定めることが適当であるとした。